

## 制度情報 ~平成20年7月以降~

【利用者負担の見直し】 ※障害福祉サービス対象者  
前穂通信38号でご案内させて頂きました利用者負担の見直しが平成20年7月より適用されます。既にお手元に、各市町村より案内と申請書が届いているかと思いますが、重ねてご案内致します。

- ①低所得者の負担上限月額が更に引き下げられます。
- ②個人単位を基本とした所得区分への見直し【障がい者(18歳以上)向け】
- ③軽減対象となる課税世帯の範囲の拡大【障がい児(18歳未満)向け】

これらについての事業所向け説明会は、6月12日(木)10:30~12:00に高槻市役所にて開催されます。

※障害福祉サービス・・・前穂では短期入所・居宅介護のみ対象

# 前穂通信

まえほ通信

## 障がい者自立支援制度~事業者集団指導より~

平成20年5月16日に大阪府主催による※障がい者自立支援制度における事業者への集団資料が行われました。サービスを利用される方に関係している内容について、皆様にお伝え致します。

### 【利用者の方の健康診断の義務化】

前穂では、ショートステイ(宿泊を伴う)のご利用前に健康診断をお願いしております。但し、費用等も考慮して、複数年に一度の実施でお願いしておりました。しかし、今回の行政指導では、【毎年定期的実施】が義務付けられました。

昨今の感染症問題の影響もあつての事と推察されます。

具体的な、健康診断の項目は確認中ではありますが、ショートステイ以外のサービスをご利用されておられる方にも実施して頂く必要があるのではとも考えております。詳しいことがわかりましたら、速やかに皆様にお伝え致しますのでご協力の程、宜しくお願い致します。

◎直接、皆様に関係は御座いませんが、定期的健康診断を非常勤職員にも全員実施することが義務化されました。介護単価の検討は行われずに、事業所の間接的業務を一方的に増加させているのが現状であります。このような状況が継続すれば、運営が逼迫する事業者が出るのではと懸念を感じております。

※障がい:大阪府の行政文書に準じております。各帳票類は順次、変更して参ります。

発行日 2008年6月1日

発行元 自立センター前穂  
〒569-1022  
高槻市日吉台  
1番町21-18  
072-689-8600



### 前穂菜園

現在、すくすく育てております。一部は虫に食べられ、枯れましたが、一ヶ月以内には収穫できるものもあります。いま暫くお待ち下さい。



## ショートステイからのご案内 ~今後の展望~

平素は、ショートステイサービスをご利用頂き、誠に有難う御座います。

しかし誠に、有難いことではありますが、日によっては込み合っ参りまして、ゲストの皆様にご迷惑をお掛けしているのではと懸念しております。行政からは【サービス提供を断ることは禁止: 応諾義務】といった基準も課せられており、お申込みをお断りし辛いのも事実であります。しかし、快適に過ごしていただくことが重要と考え、日吉台以外に、日中一時支援のみの施設を新たに開設したいと思案しております。

ご利用場面を二箇所にすることでのご本人の混乱も心配ですが、「快適性やご利用サービスの安定供給などを少しでも向上できれば、」との思いであります。

具体的な計画は、今後、行政との打ち合わせを行って進めて参ります。ご理解の程、宜しくお願い致します。